

2002年10月4日

## 東京外国為替市場委員会第57回会合議事録

開催日時	2002年9月25日 13:00～15:30
場 所	日本銀行本店新館9階中会議室
議 長	荻野 哲司 (東京三菱銀行)
副 議 長	小林 和成 (ステート・ストリート銀行)
副 議 長	小田 克彦 (みずほコーポレート銀行)
書 記	川添 敬 (日本銀行)
参加委員数	17名 (別紙)

### 委員選任の件

荻野議長(東京三菱銀行)より、公募中であった委員に下記の立候補者があったことが報告されました。

竹川 雅祥 (メリルリンチ日本証券)

上記立候補者について、提出書類に基づく審査、立候補者の所信表明を経て委員による投票が行われ、全会一致で委員に選任されました。

続いて、副議長の任期満了に伴う選挙が行われました。小林委員 (ステート・ストリート銀行) が立候補の意を表明し、全会一致で再任されました。

また、川添書記 (日本銀行) より、指名するオブザーバーに中田勝紀氏 (日本銀行) を選任したいとの申し出があり、承認されました。

### Code of Conduct 改訂

中島 Code of Conduct 小委員長 (スタンダード・チャータード銀行) より、前回会合にて提出された改訂版 Code of Conduct のドラフトに関して、前回会合において決定したとおり、委員会各メンバーよりコメントが提出されたこと、および同コメント内容を加味したドラフトを作成したことが報告されました。主なコメント内容は以下のとおり。

- ・ 第3条で用いられている「管理者」、「監督者」の定義が不明瞭なので、言葉の定義を明記すべき
- ・ 第7条(「マスター契約の締結」)は、義務的な表現ではなく、あくまで推奨にとどめるべき。
- ・ 第8条(「大規模災害への対応」)の内容は、災害対策にとどめるべき。
- ・ 第12条(「個人勘定による取引」)については、全体の記述が個人勘定取引を是とするのか非とするのかが不明瞭なので、同取引を基本的には認めないことと、認

める場合のルールを明確にすべき。

- ・ 第 17 条-1(「取引の開始時刻」)については、インターバンク市場における週の開始時刻は月曜日シドニー午前 5 時だが、それはシドニー市場が祝日で休場の場合も該当することを明記すべき。
- ・ 第 18 条 2-5 は、クレジットライン上の問題が無いことを確認すべき取引としてスワップを挙げているが、オプションも該当するので、加えるべき。
- ・ 第 25 条(「オフマーケットレート」)の HRR に関する表現は、イエローブックとの平仄に配慮しつつ、誤解等を生まないものにする必要がある。

上記コメントを受け、今後の改訂は Code of Conduct 小委にて検討し、次回本委員会までに完成・諮ることとなりました。また、用語集については、エキゾチックオプション関連の用語を、現在の实情に合わせて幾つか変えたこと、NDF 関連用語については、98 FX Definitions も参考にしつつ、稲村 NDF 小委員長(シティバンク)を中心に引き続き作成していくことが報告・承認されました。

#### ・ CLS 小委員会活動および CLS 稼動状況報告

市川小委員長(みずほ銀行)より、「CLS 導入にあたっての諸考察」について、簡易な説明を付した前文を作成し、CLS 東京事務所にも窓口を依頼し、対外公表を行ったことが報告されました。また、その際の公表ツールとして、当委員会ホームページ、全銀協(地銀協、外銀協も含む)に郵送、金融記者クラブへの配布(9月11日付日経金融新聞掲載)、日本フォレックスクラブホームページ、セミナーの開催(12月頃を予定)、等が報告されました。

また、CLS 小委員会は、今後は Code of Conduct の条項作成および CLS の立ち上がり状況のフォローを中心に活動していくことが報告・承認されました。

なお、CLS の稼動後の状況(9月9日稼動開始)については以下のとおり報告がありました。

(野口オブザーバー[マネー・ブローカーズ・アソシエーション])

ボイスブローカー側から見た稼動開始後の問題点として以下の点が挙げられる。

##### 決済関係情報

取引相手が海外および外銀(東京のセトルメント・バンク支店を含む)の場合、CLS・非CLSの確認に時間がかかり、事務処理が遅れるケースがある。とくにスタート時は、銀行フロント・サイドでCLS概念そのものの不徹底が窺われた。

ペイメント・インストラクションを含め、銀行側からの情報提供件数が少ない。

銀行フロント側から「一旦CLS取引ができた銀行の組み合わせについては、以後自動的にCLS取引とすべし」との指示を受けることもあるが、当該組み合わせの銀

行についても、その後非 CLS となる場合があるため、ボイス・ブローカーでは取引の都度、決済情報を確認しているのが実状。

海外ボイス・ブローカーの状況

一部の海外ブローカー（特にロンドン）では、コンファメーション（スポット、フォワード）に CLS の表記がなく、SSI 記載のままという事例が見られる。

そうした状況下、CLS・非 CLS の確認について海外ブローカーと東京のブローカーに情報不一致が生じ、その分処理に手間取る場合も生じている。

今後サードパーティーが CLS に参加すると、ブローカーの決済情報はさらに混乱することが予想される。目下、ボイス・ブローカーが特に必要性を感じている情報は、セトルメント・メンバーの本支店間、支店間の決済情報（CLS 利用支店名、スポット・フォワードの如何も含む）であり、これを事前に頂けるようお願いしたい。

（居村オブザーバー[東京三菱銀行]）

稼働後のトラブルは散見されるものの、いずれもマイナーなものにとどまっている。フロントサイドの CLS そのものに対する認識が浅いケースもあり、CLS への持ち込みを約定後 2 時間以内に行うべきというベストプラクティスが徹底されない恐れ。

## 各小委員会活動報告

各小委員会より、活動状況について以下の通り報告がありました。

### （1）教育小委員会

今井小委員長（UFJ 銀行）より、以下の報告がありました。

年内、11 月～12 月にセミナーを行う予定。内容は、前회가マーケット初心者向けだったこともあり、今回は経験を積んだディーラー向けのものを予定している。

CLS については、上記セミナーのサブテーマとして、CLS サードパーティー参加者向けに啓蒙のセミナーを行う予定。

### （2）NDF 小委員会

稲村小委員長（シティバンク）より、9 月 20 日に開催された法律問題小委員会との合同小委員会における議論に基づき、以下の報告がありました。

東京市場における NDF 取引に際し、コンファメーションが返送されない例が多く、取引条件にかかる認識が食い違っていたり、決済がスムーズに行われないリスクがある。アルゼンチン危機のような Disruption Event 発生時に、こうした状況では非常に大きな問題となり得る。

一方、コンファメーションの形式自体は、各行とも EMTA の雛型に準拠しているとの指摘もあった。その場合、コンファメーションの瑣末な点での記述の不一致は取引の効果自体には影響しない可能性もある。もっとも、ロンドンのリーガルサイドが

ら瑣末な点でもその記述の不一致を理由に取引自体が無効になる可能性の指摘があったことが報告され、確かにエマージェンシー環境下ではそのような事にもなろうと考えられることから、コンファメーション一致の重要性が確認された。

エキゾチックオプションや金利スワップのコンファメーションでもと同様の問題が指摘された。その理由として、(a)システムが標準化されマニュアルでサインする習慣が無いこと、(b)EMTA のコンファメーションに関する議論では、授受の件は言及されなかったこと、(c)コンファメーションの複雑さと時間の制約、等が挙げられた。

上記を受け、NDF が、その性質上流動性リスクが極めて高い通貨を扱っていることを考えると、以上のようにコンファメーションが返信されない状況は問題含みである。従って、小委員会としてコンファメーションの授受が行われない理由について、海外も含めてアンケート調査を行って行く方針を提案、これは承認されました。

また、現在はインターバンクの NDF 取引について調査を行っている段階だが、対顧客取引で生じる問題も視野に入れていく方針が示されました。

### (3) 法律問題小委員会

金上小委員長（三菱信託銀行）より、上記 NDF 小委との合同小委員会が開催されたことが報告されました（内容は上記に同じ）。

### (4) 広報小委員会

神田小委員長（ロイター・ジャパン）より、CLS 小委作成「CLS 導入にあたっての諸考察」全文をホームページに掲載（ダウンロード可能）したこと、および当委員会議事録の英訳版の掲載準備中であることが報告されました。

### (5) E-commerce 小委員会

野手小委員長（三井住友銀行）より、Code of Conduct 第 19 条（「電子取引」）ドラフトが完成したことが報告されました。

また、小委員長より、同ドラフト完成後は、E-commerce 関連で喫緊に対応するような問題は特段無いため、同小委員会の活動を停止することが提案されました。これについては、「Fxall の契約が増加の途にあるなど、当委員会として今後も状況をモニターすることは有益ではないか」「広い意味での情報化が市場に及ぼす影響を検討する受け皿があっても良いのではないか」等の意見が表明されました。討議の結果、以下の点が提案され、E-commerce 小委員会と運営小委員会で検討することとなりました。

同小委の活動は一旦停止する。

広い意味での E-commerce 関連の課題発生時に適宜対応できるよう、同小委を常設の小委員会に改組する。

E-commerce 関連の活動を上手くカバーするよう小委員会の名称を工夫する。

#### (6) 運営小委員会

加藤小委員長（野村証券）より、以下の報告がありました。

「CLS 導入にあたっての諸考察」は現在英訳作業中であり、完成後は NY、LDN、シンガポール、香港、シドニー、韓国の各市場委員会に送付する予定。

プロジェクト関連の小委員会委員長については、他の小委員会委員としての活動を免除する。

今後、NDF 小委員会の活動については、東京市場の活性化を図るための条件整備を重点的に採り上げるよう要請する。

居村オブザーバーが広報小委員会のメンバーから外れ、代わりに竹川委員が引き継ぐ。

T+1 小委の作業完了、E-commerce 小委の再編等を踏まえ、小委メンバーの入れ替えを行う（案は運営小委が作成）。

#### その他

< 海外外為市場委員会からの照会 >

金上法律問題小委員長（三菱信託銀行）より、ロンドン JSC より、ファンドとの取引の際の顧客情報の確認の問題について照会があり、現在回答案を準備中である旨、報告がありました。

以 上

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿(9月25日現在)

<委員>

議長	荻野 哲司	(東京三菱銀行)
副議長	小田 克彦	(みずほコーポレート銀行)
副議長	小林 和成	(ステート・ストリート銀行)
書記	川添 敬	(日本銀行)
運営小委員長	加藤 博光	(野村証券)
広報小委員長	神田 紀昭	(ロイヤル・ジャパン)
教育小委員長	今井 雅人	(UFJ 銀行)
法律問題小委員長	金上 孝	(三菱信託銀行)
E コマース小委員長	野手 弘一	(三井住友銀行)
CLS 小委員長	市川 亨	(みずほ銀行)
NDF/CFD 小委員長	稲村 秀彦	(シティバンク)
Code of Conduct 小委員長	中島 尚彦	(スタンダードチャーター銀行)
	花生 浩介	(ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド)
	梨本 忠彦	(ハークレイズ銀行)
	竹川 雅祥	(メルレルリンチ日本証券)
	石川 栄一	(イービー・エス・ディーリング・リソース・ジャパン)
	伊藤 一雄	(トウキョウフレックス上田ハロー)

<オブザーバー>

	野口 嘉彦	(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)
	中田 勝紀	(日本銀行)
	居村 元	(東京三菱銀行)
	竹中 浩一	(みずほコーポレート銀行)

(注) 敬称略(順不同)。 は今回出席。